

北秋田市・青森市・山形市連携による
海外旅行エージェント・メディア招請業務及び
国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務

公募型プロポーザル実施要領

北秋田市産業部商工観光課

北秋田市・青森市・山形市連携による
海外旅行エージェント・メディア招請業務及び国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

森吉山、八甲田連峰及び蔵王山は、東北地方の奥羽、八甲田山系の亜高山帯特有の世界的にみても希少な自然の芸術品と言える「樹氷」を満喫できるスポットとなっている。

この魅力ある「樹氷」という素材を生かしながら、樹氷をテーマとした東北観光エリアへのインバウンド旅行商品の造成や、海外メディアによる情報発信を促進するため、北秋田市、青森市及び山形市が連携し、日本三大樹氷観賞地として森吉山、八甲田連峰及び蔵王山のそれぞれの魅力を一体的に紹介、情報発信することで外国人旅行客の増加を目指すものである。

このことから、海外旅行エージェント・メディアの招請業務、及び国際樹氷サミット北秋田市の開催運営業務についての提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

(1) 件名

北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務及び国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務

(2) 内容

別紙「北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務仕様書」及び「国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から平成31年3月8日（金）まで

(4) 提案限度額

○北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務
4,854,000円（消費税及び地方消費税含む）

○国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務
1,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

内訳は

北秋田市：連携招請業務 1,618,000 円（消費税及び地方消費税含む）
樹氷サミット 1,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）
青森市：連携招請業務 1,618,000 円（消費税及び地方消費税含む）
山形市：連携招請業務 1,618,000 円（消費税及び地方消費税含む）
とし受託候補者と3市がそれぞれ契約することとする。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、本事業に参画する意欲があり、本事業に係る十分な知識と実績を備え、北秋田市、青森市及び山形市の担当者と調整を行い、3市の樹氷を活用した魅力的な広域観光ルートを構築できるもの、国際樹氷サミットの開催及び講演者をはじめとする出席者の手配調整ができるもので、次に掲げる事項を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 北秋田市、青森市及び山形市の指名停止措置を受けていないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

5. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり

	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	平成30年8月1日（水）
2	参加申込期間（企画提案書等の提出）	平成30年8月1日（水）～ 平成30年8月31日（金）午後5時まで
3	質問書提出期限	平成30年8月17日（金）午後5時まで
4	質問書回答期限	平成30年8月22日（水）

5	企画提案書等の書類審査	平成30年9月上旬
6	審査結果通知	平成30年9月中旬
7	契約締結	平成30年9月中旬

6. 実施要領等の公開

平成30年8月1日（水）より北秋田市ホームページにおいて公開

7. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

(1) 提出様式：質問書（様式5）

(2) 提出先：北秋田市産業部商工観光課観光振興係

メールアドレス「kankou@city.kitaakita.akita.jp」

(3) 提出期限：平成30年8月17日（金）午後5時まで

(4) 回答方法：提出された質問に対する回答は、平成30年8月22日（水）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、北秋田市産業部商工観光課ホームページに掲載する。

[北秋田市産業部商工観光課ホームページ]

http://www.city.kitaakita.akita.jp/shigoto/sangyou_syoukoukankou

8. 参加申し込み

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②暴力団排除に関する誓約書（様式2）

③参加資格誓約書（様式3）

④秘密保持誓約書（様式4）

⑤企画提案書（任意様式）

⑥業務スケジュール表（任意様式）

⑦会社等概要（任意様式）

⑧業務実績調書（任意様式）

⑨実施体制調書（任意様式）

⑩見積書（任意様式）

※提出書類の作成にあたっては、別紙「北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務及び国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に従い作成すること。

(2) 提出部数 ①～④：1部

⑤～⑩：印刷したもの・・・10部

(会社名を記載したもの1部、残り9部は会社名が推測できないように作成すること。)

データ CD-R・・・1部

- (3) 提出期限 平成30年8月31日(金)午後5時必着
- (4) 提出先 北秋田市産業部商工観光課観光振興係
- (5) 提出方法 持参または郵送(直接持参する場合は土日、祝日を除く)
- (6) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

9. 評価方法

提出書類を下記①、②により評価する。

※別紙「北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務及び国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務公募型プロポーザル審査要領」による。

①価格評価点

「見積書」に基づき評価する。

②企画提案評価点

「企画提案書」に基づき評価する。

10. 事業者選定の方法

- (1) 北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務及び国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務公募型プロポーザル審査委員会において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。

※別紙「北秋田市・青森市・山形市連携による海外旅行エージェント・メディア招請業務及び国際樹氷サミット北秋田市開催運営業務公募型プロポーザル審査要領」による。

- (2) 前項①、②の合計で得点が高い者を受託候補者として選定する。
2番目に得点が高かった者を次点者として選定する。
- (3) 最低基準点は、審査委員による合計点の総得点が満点の6割とする。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

11. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者すべてに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また、審査結果に関する異議申し立ては受けない。

12. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。

13. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること。(任意様式)

14. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定めに従い契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

15. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。
- (4) 郵送等による事故については、本市においていかなる責任も負わない。
- (5) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止する場合がある。なお、この場合において、企画提案等に要した費用を本市に請求することはできない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本業務により作成された製作物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

16. 問い合わせ先及び書類提出先

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

〒018-3312

北秋田市花園町 15 番 1 号

北秋田市産業部商工観光課観光振興係

TEL : 0186-62-5370 FAX : 0186-62-5551

E-mail : kankou@city.kitaakita.akita.jp